

議題1 資料

条例一部改正について

- 愛西市国民健康保険税条例の一部改正(案)について
- 愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正(案)について

愛西市国民健康保険税条例及び愛西市後期高齢者医療に関する

条例の一部を改正の概要（案）

第 1 改正の概要

普通徴収によって徴収する国民健康保険税及び後期高齢者医療費保険料の納期変更

第 2 改正の理由

普通徴収の納期変更による一部改正

第 3 改正の内容

普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の納期は、次のとおりとする。

- (1) 第 1 期 7 月 1 日から同月 3 1 日まで
- (2) 第 2 期 8 月 1 日から同月 3 1 日まで
- (3) 第 3 期 9 月 1 日から同月 3 0 日まで
- (4) 第 4 期 1 0 月 1 日から同月 3 1 日まで
- (5) 第 5 期 1 1 月 1 日から同月 3 0 日まで
- (6) 第 6 期 1 2 月 1 日から翌年 1 月 4 日まで
- (7) 第 7 期 翌年 1 月 5 日から同月 3 1 日まで
- (8) 第 8 期 翌年 2 月 1 日から同月末日まで
- (9) 第 9 期 翌年 3 月 1 日から同月 3 1 日まで

第 4 施行期日

平成 3 2 年 4 月 1 日

愛西市国民健康保険税条例及び愛西市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について（案）

愛西市国民健康保険税条例及び愛西市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 31 年 2 月 27 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、愛西市国民健康保険税及び愛西市後期高齢者医療の保険料における普通徴収の納期変更に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市国民健康保険税条例及び愛西市後期高齢者医療に関する条例
の一部を改正する条例（案）

（愛西市国民健康保険税条例の一部改正）

第1条 愛西市国民健康保険税条例（平成17年愛西市条例第56号）の一部
を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

（納期）

第12条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとお
りとする。

- （1） 第1期 7月1日から同月31日まで
- （2） 第2期 8月1日から同月31日まで
- （3） 第3期 9月1日から同月30日まで
- （4） 第4期 10月1日から同月31日まで
- （5） 第5期 11月1日から同月30日まで
- （6） 第6期 12月1日から翌年1月4日まで
- （7） 第7期 翌年1月5日から同月31日まで
- （8） 第8期 翌年2月1日から同月末日まで
- （9） 第9期 翌年3月1日から同月31日まで

（愛西市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第2条 愛西市後期高齢者医療に関する条例（平成20年愛西市条例第2号）
の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「4月1日から同月30日まで」を「7月1日から
同月31日まで」に改め、同項第2号中「6月1日から同月30日まで」を
「8月1日から同月31日まで」に改め、同項第3号中「8月1日から同月
31日まで」を「9月1日から同月30日まで」に改め、同項第5号中「1
2月1日から翌年1月4日まで」を「11月1日から同月30日まで」に改
め、同項第6号中「翌年2月1日から同月末日まで」を「12月1日から翌
年1月4日まで」に改め、同項に次の3号を加える。

- （7） 第7期 翌年1月5日から同月31日まで

(8) 第8期 翌年2月1日から同月末日まで

(9) 第9期 翌年3月1日から同月31日まで

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の愛西市国民健康保険税条例の規定は、平成32年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の愛西市後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成32年度以後の年度分の保険料について適用し、平成31年度分までの保険料については、なお従前の例による。

愛西市国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表（第 1 条関係）（案）

改正後	改正前
<p><u>（納期）</u> <u>第 1 2 条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1） 第 1 期 7 月 1 日から同月 3 1 日まで</u> <u>（2） 第 2 期 8 月 1 日から同月 3 1 日まで</u> <u>（3） 第 3 期 9 月 1 日から同月 3 0 日まで</u> <u>（4） 第 4 期 1 0 月 1 日から同月 3 1 日まで</u> <u>（5） 第 5 期 1 1 月 1 日から同月 3 0 日まで</u> <u>（6） 第 6 期 1 2 月 1 日から翌年 1 月 4 日まで</u> <u>（7） 第 7 期 翌年 1 月 5 日から同月 3 1 日まで</u> <u>（8） 第 8 期 翌年 2 月 1 日から同月末日まで</u> <u>（9） 第 9 期 翌年 3 月 1 日から同月 3 1 日まで</u></p>	<p><u>（納期）</u> <u>第 1 2 条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>第 1 期 4 月 1 日から同月 3 0 日まで</u> <u>第 2 期 6 月 1 日から同月 3 0 日まで</u> <u>第 3 期 8 月 1 日から同月 3 1 日まで</u> <u>第 4 期 1 0 月 1 日から同月 3 1 日まで</u> <u>第 5 期 1 2 月 1 日から翌年 1 月 4 日まで</u> <u>第 6 期 翌年 2 月 1 日から同月末日まで</u></p>

愛西市後期高齢者医療に関する条例の一部改正新旧対照表（第2条関係）（案）

改正後	改正前
<p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第4条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1期 <u>7月1日から同月31日まで</u></p> <p>(2) 第2期 <u>8月1日から同月31日まで</u></p> <p>(3) 第3期 <u>9月1日から同月30日まで</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 第5期 <u>11月1日から同月30日まで</u></p> <p>(6) 第6期 <u>12月1日から翌年1月4日まで</u></p> <p><u>(7) 第7期 翌年1月5日から同月31日まで</u></p> <p><u>(8) 第8期 翌年2月1日から同月末日まで</u></p> <p><u>(9) 第9期 翌年3月1日から同月31日まで</u></p>	<p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第4条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1期 <u>4月1日から同月30日まで</u></p> <p>(2) 第2期 <u>6月1日から同月30日まで</u></p> <p>(3) 第3期 <u>8月1日から同月31日まで</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 第5期 <u>12月1日から翌年1月4日まで</u></p> <p>(6) 第6期 <u>翌年2月1日から同月末日まで</u></p>

資料 PRイメージ図(案)

議題1-4

平成31年度まで(年6回払い)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
納期 及び 算定 方法	仮算定			本算定								
	前々年中の所得をもとに仮算定した年税額			前年中の所得をもとに本算定した年税額			—			仮算定税額(1期、2期)の合計		
	÷6×2回			÷4								



平成32年度から(年9回払い)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
納期 及び 算定 方法	納付はありません。 本算定に振り分けられます。			本算定								
				前年中の所得をもとに本算定した年税額			÷9					

平成 32 年度から国民健康保険税は普通徴収の納期が変わります

普通徴収仮算定廃止のお知らせ

現在の国民健康保険税（普通徴収）は、算定基礎となる前年中の所得を賦課期日（4月1日）に把握することができないため、前々年中の所得をもとに仮算定（4月通知）し、さらに、前年中の所得をもとに本算定（7月通知）を行うことで、年税額を決定するしくみになっています。

平成 32 年度からは、税額のしくみをわかりやすくするとともに、納期によって税額に大幅な増減が発生することを防ぐために、仮算定を廃止し本算定のみの方の方法に変更します。

■□ 年金からの天引き（特別徴収）は変更ありません。 □■

【変更による影響】

●仮算定による納めすぎがなくなります。

前々年中に比べ前年中の所得が大幅に減額になった場合や仮算定期間中に脱退した場合など、仮算定で一旦納付していた納めすぎ（還付）がなくなります。

●課税内容がわかりやすくなります。

前年中の所得が確定する7月に計算し、課税額を決定します。

仮算定との差し引きを行わないため、税額の計算内容がわかりやすくなります。

●納付回数が年間6回から9回になります。

納付回数が増えることによって、1回当たりの負担金額の軽減がされます。

●通知が年1回になります。

課税額の通知は4月（仮算定）と7月（本算定）の年2回でしたが、7月の1回のみとなります。

●年税額は変わりありません

仮算定がなくなりますが、1年間の課税額は変わりません。

「参考」

【普通徴収とは】・・・口座振替または納付書(現金)による納付

【特別徴収とは】・・・65歳以上の国民健康保険加入者のみの世帯で一定の条件を満たした場合の世帯主からの年金天引き

議案第 号

愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の
一部改正について（案）

愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、普
通診断書等の交付に係る手数料の額を改定するため必要があるからである。

愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例（案）

愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例（平成17年
愛西市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号ア中「1,000円」を「1,010円」に改め、同号イ及
びウ中「2,000円」を「2,030円」に改め、同号エ中「5,000
円」を「5,090円」に改め、同号オ中「1,000円」を「1,010
円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>(使用料及び手数料)</p> <p>第 5 条 診療を受けた者は、一部負担金及び使用料又は手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 手数料については、次に定める額とする。</p> <p>ア 普通診断書 <u>1, 0 1 0 円</u></p> <p>イ 死亡診断書 <u>2, 0 3 0 円</u></p> <p>ウ 身体検査書等 <u>2, 0 3 0 円</u>以上</p> <p>エ 死体検案書 <u>5, 0 9 0 円</u></p> <p>オ その他証明書 <u>1, 0 1 0 円</u></p>	<p>(使用料及び手数料)</p> <p>第 5 条 診療を受けた者は、一部負担金及び使用料又は手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 手数料については、次に定める額とする。</p> <p>ア 普通診断書 <u>1, 0 0 0 円</u></p> <p>イ 死亡診断書 <u>2, 0 0 0 円</u></p> <p>ウ 身体検査書等 <u>2, 0 0 0 円</u>以上</p> <p>エ 死体検案書 <u>5, 0 0 0 円</u></p> <p>オ その他証明書 <u>1, 0 0 0 円</u></p>